

(第一類 第八号)

第百十四回国会 衆議院 農林水産委員会 議 録 第 二 号

(六二)

平成元年三月二十三日(木曜日)

午前十時五分開議

出席委員

委員長 堀之内久男君

理事 高村 正彦君

理事 月原 茂皓君

理事 柳沢 伯夫君

理事 水谷 弘君

理事 石破 茂君

理事 川崎 二郎君

理事 小坂善太郎君

理事 田邊 國男君

理事 玉沢徳一郎君

理事 二田 孝治君

理事 宮里 松正君

理事 串原 義直君

理事 田中 恒利君

理事 武田 一夫君

理事 吉浦 忠治君

理事 山原健二郎君

出席國務大臣

農林水産大臣 羽田 孜君

出席政府委員

農林水産大臣官 房長 浜口 義廣君

農林水産省経済 局長 塩飽 二郎君

委員外の出席者

農林水産委員会 調査室長 青木 敏也君

委員の異動

二月二十一日

辭任

齋藤 邦吉君

補欠選任

二田 孝治君

第一類第八号

農林水産委員会議録第二号

平成元年三月二十三日

三月三日

辭任

神田 厚君

補欠選任

榑崎弥之助君

同日

辭任

榑崎弥之助君

同日

辭任

榑崎弥之助君

同日

辭任

榑崎弥之助君

同日

辭任

榑崎弥之助君

同日

辭任

榑崎弥之助君

同日

辭任

榑崎弥之助君

同日

辭任

榑崎弥之助君

同日

辭任

榑崎弥之助君

同日

辭任

榑崎弥之助君

同日

辭任

榑崎弥之助君

同日

辭任

榑崎弥之助君

同日

三月六日

特定農産加工業経営改善臨時措置法案(内閣提

出第二七号)

同日

肥料価格安定臨時措置法を廃止する法律案(内

閣提出第四二二号)(予)

同日

農林水産省の育成・強化等に関する請願(竹内

猛君紹介)(第八号)

同日

農林水産省の育成・強化等に関する請願(申原義

直君紹介)(第九号)

同日

農林水産省の育成・強化等に関する請願(石橋大古

君紹介)(第一一〇号)

同日

農林水産省の育成・強化等に関する請願(田中恒利君紹介)(第一一二号)

同日

農林水産省の育成・強化等に関する請願(前島秀行君紹介)(第一一四号)

同日

農林水産省の育成・強化等に関する請願(田中恒利君紹介)(第一一二号)

同日

農林水産省の育成・強化等に関する請願(前島秀行君紹介)(第一一四号)

同日

農林水産省の育成・強化等に関する請願(田中恒利君紹介)(第一一二号)

同日

農林水産省の育成・強化等に関する請願(前島秀行君紹介)(第一一四号)

同日

農林水産省の育成・強化等に関する請願(田中恒利君紹介)(第一一二号)

同日

農林水産省の育成・強化等に関する請願(前島秀行君紹介)(第一一四号)

同日

農林水産省の育成・強化等に関する請願(田中恒利君紹介)(第一一二号)

同日

農林水産省の育成・強化等に関する請願(前島秀行君紹介)(第一一四号)

同日

農林水産省の育成・強化等に関する請願(田中恒利君紹介)(第一一二号)

同日

農林水産省の育成・強化等に関する請願(前島秀行君紹介)(第一一四号)

は本委員会に付託された。

二月二十八日

農林水産省各種普及事業等交付金制度の堅持に

関する陳情書外二件(鳥取市東町一の二二〇鳥

取県議会内山口亭外二百三十五名)(第二六号)

農林水産省の育成・強化に関する陳情書外十五件(長

野県木曾郡日義村一六〇二日義村議院内磯尾武

外十五名)(第二七号)

米市場開放阻止に関する陳情書外二十六件(福

島県安達郡白沢村糠沢字小田部一白沢村議院内

石川徳弥外四十七名)(第二八号)

生産者米価新算定方式撤回に関する陳情書(滋

賀県守山市吉身二の五の二二守山市議院内川井

清次)(第二九号)

国営紀の川用水農業水利事業地元負担金に關す

る陳情書(和歌山市小松原通一の和歌山県議

会内西本長浩)(第三〇号)

は本委員会に参考送付された。

本日の会議に付した案件

理事の補欠選任

農業協同組合合併助成法の一部を改正する法律

案起草の件

〇堀之内委員長 これより会議を開きます。

まず、理事の補欠選任の件についてお諮りいた

します。

委員の異動に伴い、現在理事が一名欠員になっ

ております。これよりその補欠選任を行いたいと

存じますが、先例により、委員長において指名す

るに御異議ありませんか。

〔異議なし〕と呼ぶ者あり

〇堀之内委員長 次に、農林水産省の振興に關す

る件について調査を進めます。

この際、農業協同組合合併助成法の一部を改正

する法律案起草の件について議事を進めます。

本件につきましては、先般来理事会におきまし

て御協議をいたしてきたのでありますが、本日、その協議が調い、お手元に配付してあります

その内容につきましては、便宜、委員長から御説

明申し上げます。

農業協同組合合併助成法は、昭和三十六年に制

〇堀之内委員長 御異議なしと認めます。

それでは、理事に滝沢幸助君を指名いたしま

す。

〇堀之内委員長 次に、農林水産省の振興に關す

る件について調査を進めます。

この際、農業協同組合合併助成法の一部を改正

する法律案起草の件について議事を進めます。

本件につきましては、先般来理事会におきまし

て御協議をいたしてきたのでありますが、本日、その協議が調い、お手元に配付してあります

その内容につきましては、便宜、委員長から御説

明申し上げます。

農業協同組合合併助成法は、昭和三十六年に制

定され、昭和四十一年以来、六回にわたり、同法

に基づく合併経営計画の認定制度の適用期間の延

長措置を講じてきたところであります。

その間、農業協同組合の合併は、関係者の努力

により一応の成果をおさめてまいったのでありま

すが、全国的には依然として、規模の小さい農

協、行政区域未滿の農協が多数存在し、これら農

協にあっては経営基盤の強化を図ることが緊急の

課題となっております。また、今日、農協を取り

巻く経営環境の変化、とりわけ、金融自由化、農

産物輸入自由化の進展による影響が懸念されるに

至っており、系統農協では、組織の全力を挙げ、

農協合併の推進に取り組むこととして、農業協同

組合合併助成法の再延長を要望しているところで

あります。

本案は、こうした課題にこたえるため、平成元

年三月三十一日をもって期限切れとなる、同法に

基づく合併経営計画の認定制度の適用期間を、平

成元年四月一日から、平成四年三月三十一日まで

延長することといたします。

以上で本日の会議は終了いたします。

〇堀之内委員長 本日の会議は終了いたします。

以上で本日の会議は終了いたします。

〇堀之内委員長 本日の会議は終了いたします。

以上で本日の会議は終了いたします。

〇堀之内委員長 本日の会議は終了いたします。

以上で本日の会議は終了いたします。

延長することとし、この合併経営計画の認定を受けて合併する農業協同組合に対し、従前と同様に、法人税、登録免許税、事業税等の軽減措置が適用されるよう、租税特別措置法等関係法律について所要の改正を行い、合併促進の一助としようとするものであります。

以上がその内容であります。その詳細につきましては、お手元に配付してあります案文により御承知願いたいと存じます。

農業協同組合合併助成法の一部を改正する法律案

〔本号末尾に掲載〕

○堀之内委員長 この際、本件について、衆議院規則第四十八条の二の規定により、内閣において御意見があればお述べ願いたいと存じます。羽田農林水産大臣。

○羽田国務大臣 本法律案につきましては、政府としては、やむを得ないものと考えます。

御可決された時には、その趣旨を体し、その適切な運用に努めてまいる所存であります。

以上であります。

○堀之内委員長 お諮りいたします。

お手元に配付してあります農業協同組合合併助成法の一部を改正する法律案の草案を本委員会の成案と決定し、これを委員会提出の法律案としたいと存じますが、これに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○堀之内委員長 起立多数。よって、本案は委員会提出の法律案とすることに決定いたしました。なお、ただいま決定いたしました本案の提出手続等につきましては、委員長に御一任願いたいと存じますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○堀之内委員長 御異議なしと認めます。よつ

平成元年三月二十八日印刷

て、そのとおり決しました。
次回は、公報をもってお知らせすることとし、本日は、これにて散会いたします。
午前十時十分散会

農業協同組合合併助成法の一部を改正する法律案

農業協同組合合併助成法の一部を改正する法律

農業協同組合合併助成法（昭和三十六年法律第四十八号）の一部を次のように改正する。

附則第二項中「昭和六十四年三月三十一日」を「平成四年三月三十一日」に改める。

附則

（施行期日）

1 この法律は、平成元年四月一日から施行する。

（租税特別措置法及び国税収納金整理資金に関する法律の一部を改正する法律の一部改正）

2 租税特別措置法及び国税収納金整理資金に関する法律の一部を改正する法律（昭和五十三年法律第十一号）の一部を次のように改正する。

附則第四項、第十八条第七項及び第二十三条第十六項中「昭和六十四年三月三十一日」を「平成四年三月三十一日」に、「昭和六十七年三月三十一日」を「平成四年三月三十一日」に、「昭和六十八年三月三十一日」を「平成五年三月三十一日」に改める。

理由

農業協同組合の合併の促進を図る必要性がなお存続している実情にかんがみ、農業協同組合合併助成法に定める合併経営計画の樹立及び認定に関する措置等を更に平成四年三月三十一日まで実施する必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

本案施行に要する経費

本案の施行に伴い、農業協同組合が合併する場合の課税の特例による法人税及び登録免許税の減免額は、今後の合併の状況によるが、過去の実績をもとに推計すると一合併組合当たりで平年度約五百三十万円と見込まれる。

平成元年三月二十九日発行

衆議院事務局

印刷者 大蔵省印刷局

D